

食品衛生法が15年ぶりに**改正** [HACCP 義務化] されます！

全ての飲食店様が対象です。

その内容は、**衛生管理計画の策定から計画に基づく実施、確認・記録**などの義務化です！

改正によって飲食店はどうなる！？

許認可手続きのプロ「**特定行政書士**」が、その全容をお伝えします！

改正法対応解説セミナー

義務化とは、努力義務ではなく、**必ず実施しなければならない**という意味です。

保健所は改正による今回の義務(管理計画等の実施)を、飲食店全てが、当然実施されていることを前提に指導に入ります。

実施していないと最終的に営業取り消しなどもありえます。

この機会をチャンスと捉え、情報入手され早期の準備と対応をすることが、お店の信用と継続、発展に繋がることと思われれます。

まだ、ほとんどの方々がご存知ないので、多くの方にお聞き頂きたいのですが、会場の都合もあり、32名様限りとさせていただきます。

今回のセミナーは改正法の内容だけでなく、義務化をお店の発展のキッカケになるような差別化のお話しもさせていただきます。ぜひ、ご参加ください。

[講師]

市民法務行政書士事務所 特定行政書士 神宮司道宏 社) 団法人特化エキスパート推進協議会代表理事)
※愛知・三重を中心に許認可業務の他、中小企業様の様々な課題解決の支援業務がメイン。

会場 & 日時のご案内 参加お申込み

■会場 公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター 愛称「じばさん三重」

■日時 令和元年6月24日(月)午後14時～15時30分 ■参加費:3,000円(会場回収)

■お申し込みはメールもしくはFAXにて下記までお願い致します。

氏名		連絡先	
会社名(店名:屋号)			
e-mail		FAX	

送付先/メール info@shimin-houmu.jp FAX 059-324-5328

なお、会場の住所は四日市市安島一丁目3番18号です。近鉄四日市駅から徒歩5分。駐車場は無いためお車の方は別途民間の駐車場のご利用になりますことご了承ください。